

医師国保組合の被保険者（組合員及びご家族）の皆様へ 当組合のマイナンバー制度への対応について

これまでお知らせしておりましたとおり、平成 28 年 1 月から当組合においてもマイナンバー制度への対応が開始されます。

1 当組合におけるマイナンバーの利用目的について

当組合では被保険者のマイナンバーを、番号法別表第 1 の第 30 項「国民健康保険組合による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、被保険者資格の適用、保険給付および保険料徴収業務で利用します。

2 個人番号記入欄が追加された届出・申請書様式について

資格関係

- ・被保険者資格取得届
- ・被保険者資格喪失届・包括喪失届
- ・被保険者氏名変更届
- ・被保険者住所変更届
- ・国保法第 116 条該当・非該当届
- ・被保険者証再交付申請書・紛失届
- ・高齢受給者証再交付申請書・紛失届
- ・高齢受給者基準収入額適用申請書



給付関係

- ・国民健康保険療養費支給申請
- ・国民健康保険高額療養費支給申請書
- ・国民健康保険高額介護合算療養費支給申請書
- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ・国民健康保険特定疾病認定申請書
- ・国民健康保険移送費支給申請書
- ・第三者行為による被害（傷病）届

3 既存の被保険者からのマイナンバーの提出について

現在ご加入の被保険者の方からのマイナンバーの提出については、詳細が決まり次第別途お知らせします。

※被保険者証の再交付申請や高額療養費の支給申請等、上記2の様式に伴う届出・申請を行う場合にはマイナンバーを記入して提出してください。その際には次の5に記載する本人確認に伴う書類が必要です。

4 新規加入者からのマイナンバーの提出について

1 月以降、新たに加えられる方のマイナンバーについては、個人番号記入欄のある届出様式にマイナンバーをご記入いただくことで随時取得していきます。

5 マイナンバー提出時の「本人確認（番号確認と身元確認）」について

マイナンバーの提供を受ける際は、なりすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。そのため、マイナンバーが記載された届出・申請書を提出される際には、「番号確認」と「身元確認」をさせていただくことになります。以下に例を示していますのでご確認ください。

なお、郵送で提出される場合には、「番号確認」と「身元確認」の為の書類の写しを提出していただくことにより確認をいたします。

本人確認（番号確認と身元確認）の方法例

例① 個人番号カードのみ（番号確認＋身元確認）

※写しを提出する場合は個人番号カードは表・裏の両面が必要です。

例② マイナンバーが記載された住民票の写し（番号確認）

＋運転免許証、パスポート、医師資格証等（身元確認）

例③ 通知カード（番号確認）

＋運転免許証、パスポート、医師資格証等（身元確認）

※組合員の家族の身元確認は、組合員が実施しているという観点で行う必要がないため番号確認のみ行います。

※代理人の方がマイナンバーが記載された届出・申請書を提出される際には、①代理権（委任状等）、②代理人の身元、③本人の個人番号を確認させていただきます。

6 マイナンバーに関する情報・問い合わせ先

当組合におけるこれまでのマイナンバー制度への対応についてのお知らせは当組合のウェブサイトをご覧ください。（ホームページ左端「Information」欄に記載）

<http://www.miyazaki.med.or.jp/kokuho/>

また、マイナンバーに関する詳細は「社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページ」をご覧ください。（ホームページ内にあるFAQ（よくある質問）もご活用ください。）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先 コールセンター 0120-95-0178

全国共通ナビダイヤル 9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）

宮崎県医師国民健康保険組合
電話 0985-22-6588

2016.1.4